

令和 5 年 4 月 2 7 日

第 4 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 3階 研修室

2. 開会日時 令和5年4月27日(木) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員6名) 宮田委員 森田委員 坂本委員
森光委員 谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
(推進委員2名) 高橋委員 三本委員

5. 出席職員 (事務局5名) 濱口局長 坂本次長
長山補佐 大崎係長 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和５年第４回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 寒かったり暑かったりする日が続きますが、皆さんお集まりいただきありがとうございます。本日も議案は少ないですが、慎重なご審議をよろしくお願いします。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は１番 中村委員、１０番 堅田委員、よろしくお願いします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第１号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 関係委員のご意見ををお願いします。
意 見	１３番 谷脇（督）委員 現地確認してきました。建物が建っており、非農地で問題ないと思います。 中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 3 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 それでは補足説明をします。令和 5 年 4 月 1 日から下限面積要件が廃止になっています。 番号 1 について、譲受人は、水稻、露地野菜、柑橘類等を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 1 5 0 日、妻が年間 3 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は露地野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 は、譲受人の父所有農地の間の土地で、農地も狭く、譲渡人は市外在住で農地を使用しないとのことで贈与されるそうです。譲受人は、米、花、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と母が年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き水稻と花を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 3 は、令和 4 年 9 月に 5 条申請で自己住宅を建築した、部分転用の残りの農地で、転用後に分筆しての売買になります。譲受人は、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 2 4 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は文旦を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長	中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	6 番 坂本委員 番号 1 については、以前は別の人に貸して野菜を作っていたようですが、現在は休耕となっており、このまま置いていても近い将来、耕作放棄地になる可能性が高い土地です。今回、譲受人の自宅の隣で管理がしやすく、野菜を作るとの事であり問題はありません。 4 番 鍋島委員 番号 2 について、現在ハウスがあり、花を作っているので問題はありますが、持ち分が 2 分の 1 となっており、残り 2 分の 1 の方に関してはまだ分からないそうです。今回申請の 2 分の 1 の贈与は問題ありません。 9 番 森田委員 番号 3 について、譲受人は申請地の隣に自宅を建てるそうです。申請地は放棄地となっており、管理されるという事であり問題はありません。
議 長	中西会長 皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号 1 から番号 3 について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 それでは議案第 3 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第 3 号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】

補足説明	北村主幹 【整理番号R 5－1から整理番号R 5－6について別冊をもとに朗読】 補足説明をします。最初に、令和5年4月1日付けで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項が改正されましたので、これまでの補足説明とは異なる事をお知らせします。 整理番号R 5－1について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は1人、内1人が専従者となっております。整理番号R 5－2について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は2人、内2人が専従者となっております。整理番号R 5－3について、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は4人、内3人が専従者となっております。整理番号R 5－4について、借受人の主たる経営作物はししとうで、構成員は4人、内3人が専従者となっております。整理番号R 5－5について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は3人、内3人が専従者となっております。整理番号R 5－6について、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は2人、内2人が専従者となっております。 基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなり、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他の事項について事務局からお願いします。

そ の 他 閉会宣言	坂本次長 令和5年度活動記録簿について 農業委員の改選について 中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第4回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時26分 その真正なることを証して署名する。 議 長 1 番 10 番
--------------------------	--